

令和7年度 特別支援教育就学奨励費の申請について

本市教育委員会では支援学級に在籍または学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当するお子様のいるご家庭に対し、その経費負担を軽減するために、一定の基準により「特別支援教育就学奨励費」を支給しています。受給を希望される方は、下記事項にご留意のうえ申請されますよう、ご案内いたします。

記

1. 補助を受けることができる方(①か②のいずれかに該当する方)

① 池田市立学校の支援学級に在籍している方

② 池田市立学校の通常学級に在籍しており、小児慢性特定疾病医療受給者証を所持している方

※「生活保護」、「就学援助」を受給しているご家庭は対象外です。

2. 申請方法

電子申請【電子申請フォームに必要事項を入力】

申請フォーム：<https://logoform.jp/f/FC3Js>



※事情により電子申請ができない場合は、
学務課（市役所5階）にご相談ください。

3. 申請期日

9月30日(火曜日)

※途中入級の場合は、個別案内から1ヵ月以内にご申請ください。

4. 添付資料(該当する場合のみ)

①令和7年度 課税証明書

※令和7年1月1日時点で池田市に住民登録をされていなかった方のみ。

※収入がある方全員分(扶養に含まれている方の分は除く)

※令和6年中の収入がない世帯は、市役所2階の課税課にて市・府民税の申告を行ってください。

②小児慢性特定疾病医療受給者証

※通常学級在籍者のみ。

5. 受給要件

通学費以外の費目については、収入が生活保護基準額(需要額:年齢や世帯構成等により算出)の2.5倍未満であること。

※2.5倍以上の場合は、通学費のみ支給対象になります。

6. 支給費目等

支給費目、金額、スケジュール及び基準額の目安については、市HP(ID:19887)をご確認ください。

ホームページ：<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuiinkai/gakumu/hojoenjo/19887.html>



【問合せ先】

池田市教育委員会 管理部 学務課

TEL: 072 (754) 6291

E-mail: k-gakumu@city.ikeda.osaka.jp